

日本共産党を代表されました式部議員の御質問にお答えいたします。

はじめに、国の新年度予算についてであります。国の新年度予算は、政府の「平成 23 年度予算編成の基本方針」により、これまで先送りされてきた重要政策課題に着手し、解決していく出発点となる予算と位置づけ、「経済成長」「財政健全化」「社会保障改革」を一体的に実現し、元気な日本を復活させると言う考え方の下に、編成されたと伺っております。

現在、国において予算審議されておりますが、社会経済情勢を踏まえ、真摯な議論がなされることを期待しております。

以上

次に給与訴訟判決についてであります。

今回の最高裁判所の決定につきましては、真摯に受け止めております。

今後の対応につきましては、本件訴訟において争点となった、**2004年（平成16年）10月1日**から**2005年（平成17年）6月30日**までの機関について、請求をしてまいります。

現在の「自治体改革推進会議」につきましては、設置根拠の明確化を図るなど、広島高等裁判所において指摘された事項については、既に、改善を行っているところであります。

この会議は、多様化する市民ニーズと市の現場実態を踏まえた真摯な議論を行うことにより、一層の市民サービス向上と効率的・効果的な行政運営につなげてきているところであります。

なお、この会議で提言のあった政策等の管理運営事項については、市の責任において検討し、成案としているものであります。

今回の決定を受け、改めて検証を行い、市民の皆様により分かりやすい制度となるよう努めてまいります。

以上

次に医療・福祉行政についてであります。

まず、介護保険制度の「介護予想・日常生活支援総合事業」についてであります。

この事業は、次期制度改正の一つとして検討されているものであり、詳細は明らかにされていませんが、要支援者や介護予防事業対象者向けに、従来の状態の維持・改善を目的とした予防給付サービスに、配食や見守りなどの生活支援サービスを含めて一本化し、利用者の選択により、高齢者の地域での生活を総合的かつ柔軟に支えることができるよう意図されているものであります。

以上

次に、医師の多忙化解消、医師確保についてであります。

夜間小児診療所の活用については、出生届時に配布している「あんしん子育て応援ガイド」や「広報ふくやま」での紹介、更に、毎週休日当番医の情報提供を行うなど、市民へ周知を行っているところであります。

次に、成人夜間診療所の整備につきましては、2月21日の民生福祉委員会で、報告しておりますが、今後、診療所の運営方法、施設整備の内容、設置場所等を決定し、2011年度（平成23年度）に用地取得、建物設計委託等を実施し、2012年度（平成24年度）には、診療所建設工事に着手し、当該年度末には共用開始できるよう取り組んでまいります。

また、診療所の開設時には、市民が夜間においても安心して受診できるよう広報やホームページを活用して周知を図ってまいります。

次に、医師確保についてであります。

県においては、医師確保や人材育成のシステムについて整備される計画であり、県と連携して医師確保対策に取り組んでまいります。

以上

次に、国民健康保険についてであります。

まず、医療費に占める国庫負担金についてであります。1984年（昭和59年）の退職者医療制度創設に伴い、国の負担割合の一部が県の負担へと段階的に移行され、現行制度においては、国が34%・県が16%、合せて50%となっており、公費での負担割合の変更はないものと認識しております。

次に、一般会計からの繰入についてであります。

前年度に引き続き、特別の繰入を行ったところでもあり、増額につきましては、市民負担の確保の観点からも、慎重に判断する必要があると考えております。

次に、資格証明書の交付についてであります。資格証明書につきましては、国の基準に加え、本市独自の適用除外基準を設けてきたところであり、交付に当たっては、実態調査や納税折衝を行う中で交付抑制に努めてきたところであります。

引き続き、資格証明書は交付しないという考え方を基本に、きめ細やかな対応に努めてまいります。

次に、一部負担金の減免についてであります。

国においては、災害等の特別な事情により、その生活が著しく困難となった世帯で、更に、収入が生活保護基準の3ヶ月以下である世帯を対象とする新基準が示されてところであります。

本市においては、国の方針を踏まえ、既に、通院を含めて検討しているところであります。

以上

次に保育行政についてであります。

はじめに、「子ども・子育て新システム」についてであります。

現在の国の検討過程においては、保育制度に関して、「幼保一体化」の方向性のもと市町村が保育の必要性和量を認定することや入所を施設との直接契約とすることなどについて、費用負担のあり方を含め、様々な議論が展開されており、制度設計については、なお流動的な状況であります。

こうした中、全国市長会としては、制度設計に際して、システムの実施主体となる地方と真摯に協議するよう、申し入れているところであり、引き続き、児童福祉の向上と地方分権を推進する立場からその動向を注視してまいります。

次に、母子生活支援施設についてであります。

本市の母子生活支援施設は、「久松寮」と「松永寮」の2施設があり、「松永寮」は昨年6月から、入所世帯が1世帯という状況であり、その世帯も、本年度末までに退所することとなったため、休所したものであります。

今後、入所希望があった場合でも「久松寮」で対応できるものと考えております。

引き続き、自立に向けた支援に取り組む中で、母子家庭の生活の安定と向上に努めてまいります。

以上

次に、住宅リフォーム助成制度についてであります。本市におきましては、高齢者や障がい者などを対象とした、住宅改修費給付制度などがありますが、新年度より、国の補助制度を活用した、木造住宅の耐震改修補助事業を新たに導入することとしております。

住宅改修の助成につきましましては、今後におきましても、国の動向や社会経済情勢などを注視する中、検討していく必要があると考えております。

以上

次に、障がい者雇用奨励事業についてであります。

障がい者雇用奨励金は、障がい者の雇用促進と雇用の安定を目的として、市内の障がい者を雇用した事業主に対して交付しているものであります。

また、企業における社会的責務が果たされることを目的として、計画的な企業訪問や、福山人権啓発企業連絡会などの関係団体を通じ、障がい者雇用に対する啓発活動を行っております。

今後におきましても、障がい者の雇用促進が図られるよう、ハローワーク福山など、関係機関・団体と、連携し取り組んでまいります。

次に、発達障がい者の居場所づくりと働く場の確保についてであります。

うつ病やひきこもり、発達障がい者などの社会参加や居場所づくり・就労支援につきましては、庁内関係課やハローワーク福山など関係機関と連携を図る中で取り組んでいるところであります。

以上

次に、農林水産行政についてであります。

T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）へ参加した場合の、本市農林水産業及び関連産業への影響額の試算であります。各省庁間においても試算の根拠となる影響の捉え方が異なる状況にあり、現段階では、客観的な影響の想定は困難であります。

なお、国内農業の構造改革のため、今後、国において示される具体的な方針等を注視してまいりたいと考えております。

以上

教育行政についてお答えいたします。

はじめに、暑熱対策についてであります。

扇風機の購入方法につきましては、市内に本店または支店・営業所を有する登録業者による一括入札での購入を基本としておりますが、社会情勢や入札状況を踏まえながら、地元企業の育成・支援や地場産業の活性化に資する発注となるよう関係課と連携してまいります。

各学校においては、扇風機の設置と併せて引き続ききめ細かな健康観察や保健指導により児童・生徒の健康管理に努めてまいります。

なお、特別支援学級につきましては、体温調節の必要な児童・生徒の実態を考慮する中で、クーラー設置に努めてきているところです。

次に、教職員の健康管理等についてであります。

本市教職員の病気休職者は、本年3月1日現在、33名であり、そのうち、精神疾患によるものが、60.6%を占め、課題があると捉えているところです。

また、教職員の定数配置につきましては、引き続き、県教育委員会に正規教職員の配置を強く要望してまいります。

学校評価等につきましては、法令などに基づき、適正に実施しているところです。

これまで、教育委員会といたしましては、教職員研修の精選や諸帳簿にかかる記載の簡略化など教職員の負担軽減に取り組んでいるところです。

また、校長研修会等においても、入校・退校時刻の記録を参考とし、適切な校務分掌を整えることや、学校保健委員会において、教職員の健康管理についての協議を行うことなどを指導しているところです。

教職員の健康は、学校教育推進にあたって大変重要であると捉えており、引き続き、改善に努めてまいります。

次に、35人学級についてであります。

現在、国において、小学校1年生での実施が予算化されており、一刻も早い予算関連法案の成立を期待しているところです。

本市教育委員会としましては、引き続き、定数改善が計画通り実施されるよう強く要望してまいります。なお、県教育委員会は、次年度から小学校1年生を35人学級とする方針と聞いております。

以上

次に、建設・都市行政についてであります。

まず、交通基本法案につきましても、交通に関する施策を総合的にかつ計画的に推進するため、交通施策に関する基本理念などを定めるものであります。

これまで県市長会を通じて、地域公共交通の維持・再生及び活性化に向けた「移動権」の確立と、国による財政支援制度の創設を要望してきたところであります。

次に、電動アシスト自転車購入への補助についてであります。

自転車は、交通混雑の解消、地球温暖化防止・省エネルギーの推進や健康づくり、空気を感じ町並みを楽しめる等の多様な機能を持った、環境にやさしい乗り物であります。

本市としましては、自転車利用の促進に向けて、啓発活動や自転車道路の整備に取り組んでおり、電動アシスト自転車の購入補助は考えておりません。

次にPM2.5についてであります。

PM2.5対策、その発生源が人工的なものから自然界に存在するもの、また、大気中で化学反応により生成されるものなど、多岐にわたることから、国において、地方自治体や研究機関等と連携し、原因物質の排出状況や二次生成物質の解明

等科学的知見の集積を進め、効果的な対策の検討を行うと伺っております。

今後とも、国の施策を注視してまいります。

次に、PM2.5の環境影響評価項目への追加についてであります。

PM2.5につきましても、環境影響評価法に基づく省令の項目には、追加されておらず、現時点で、事業者である国・県において、環境影響評価が実施される予定はありません。

次に、山手赤坂線についてであります。

山手赤坂線は、2001年度（平成13年度）に県が事業着手して以来、津之郷学区においては、県・市主催の事業説明会と地元主催の勉強会をこれまでに延べ約70回開催し、事業計画等の周知を図ってまいりました。

現在におきましても、県と連携し、関係者の理解を得るよう、事業計画等の周知に努めているところであります。

また、地権者同意につきましても、用地事務まで事業が進捗した段階で、用地説明会や個別説明を行う中で、地権者個々の同意を得ることとなります。

なお、山手赤坂線の環境アセスメントを実施するかどうかは、事業者である県が判断されることとなります。

以上

次に、川南土地区画整理事業についてであります。

川南地区は、土地区画整理事業により、北東地域の拠点形成する地区として福山市都市マスタープランに位置付けられており、道路などの都市基盤整備とともに、生活拠点として利便性の高い市街地の形成を図ることとしております。

現在、都市計画の変更に向け縦覧を実施しているところであります。

今後、個別の事業説明会等を実施し、地権者の一層の理解が深まるよう合意形成に努め、土地区画整理事業の早期事業化をめざして取り組んでまいります。

以上

次に、伏見町地区市街地再開発事業についてであります。

準備組合は、現在、基本計画の素案を基に地権者の意向調査等を行っており、その結果を踏まえ、実施配置を含めて、基本計画を作成すると、伺っております。

本市といたしましては、事業者・地権者が将来的に持続可能な事業計画を作成していただきたいと考えております。

以上

次に、鞆のまちづくりについてであります。

まず、鞆における下水道整備についてであります。

本年1月に行われた、第8回の住民協議会では、鞆における下水道整備について、主催者である広島県が、既存地下埋設物の状況などを考慮しない、あくまで一般的な工法による検討をされ、工事期間中に住民生活に及ぼす影響について、報告をされたものであります。

下水道整備事業の実施主体である本市としては、町中の道路や家屋、土質や既存埋設物の状況など、鞆の実情を勘案すれば、そのような工法を選定したとしても、決して容易ではなく、住民の皆様に、相当のご迷惑をお掛けするものと想定いたしております。

とりわけ、迂回路が確保されていない江之浦から焚場までの区間においては、住民生活や路線バス、緊急車両の通行への影響など、住民の安心・安全に及ぼす影響は甚大であります。

このため、「今以上、住民に我慢を強いることはできない」との思いから、「迂回路の無い現状の道路網では、下水道の整備は極めて困難である」と判断したものであります。

下水道事業だけ取り上げて、「現状で事業が可能であれば、埋立架橋計画を推進する根拠がひとつ

なくなる」などという短絡的な話ではなく、下水道工事の如何にかかわらず、鞆が抱える様々な課題の改善に資する埋立架橋計画の必要性は、変わるものではありません。

なお、いずれの敷地も狭く、合併浄化槽を設置することの困難さは、鞆の実情を理解されていれば、容易に想像できるものであります。

次に、住民協議会や控訴審への対応についてであります。

「県が行っている住民協議会を見守るべき」とのお尋ねであります。県の意向を尊重する中で、議論の推移を注意深く見守っているところであります。

また、控訴審に対する本市の基本姿勢は、「行政事務と司法判断は独立したものであり、住民協議会と切り離して、速やかに訴訟を開始すべき」であります。

この基本姿勢、鞆地区住民の大多数の思いに立脚したものであります。

鞆のまちづくりの主体となるべき本市においては、「待ったなし」の鞆の現状を見据えたとき、一日も早く埋立架橋事業を出発点とする再生・活性化に向けた総合的な取り組みに着手していかなければなりません。

このため、県におかれては、鞆の実情や本市の思いを受け止めて、住民協議会の取りまとめや、

控訴審の対応について、速やかに適切な判断を示されるべきものと考えております。

また、埋立架橋事業は、生活環境改善そのものであります。

以上

次に、人権・同和行政についてであります。

部落解放同盟福山市協議会への補助金につきましては、同和問題をはじめさまざまな人権課題解決に有効であり、公益に資すると判断するなかで、福山市補助金交付規則により交付しているものであります。

福山市人権交流センターにおける事務所の使用許可につきましては、福山市人権交流センター条例の設置目的に合致していることや、センターの運営上支障が無いことなどから、使用許可をしているものであります。

各地域で実施されている人権啓発学習につきましては、市民の自主的、主体的な取組みにより、さまざまな人権問題を取り上げながら、学習会が展開されているところであります。

コミュニティセンター・館につきましては、人権啓発、福祉、交流に関する事業を展開しており、民主団体や、グループ・サークルの活動の場としても利用いただいているところであります。

今後とも、多くの市民の皆様にご利用していただ

けるよう努めてまいります。

以上